

一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会（以下、協会という）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

第2章 会員資格

第2条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されている法人であって、当法人の目的や倫理綱領に賛同するもの
- (2) 委託正会員 金融商品仲介業者に対し、顧客に対する金融商品の売買の媒介等を委託する金融商品取引法上の金融商品取引業者等であって、当法人の目的や倫理綱領に賛同し、当法人の活動を後援するもの
- (3) 法人アソシエイト 金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されている法人であって、正会員としての承認を得ていないが、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの
- (4) 個人アソシエイト 当法人の目的に賛同する個人であって、当法人の活動を後援するもの
- (5) 法人賛助会員 金融商品取引法上の金融商品仲介業者以外の法人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会員種別の変更)

第3条 法人アソシエイトは、協会が定める所定の手続きを経て、正会員へ会員種別の変更を行うことができる。

(任意退会)

第4条 会員は、定款第7条に基づき、理事長に対して協会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会後は、会員に与えられた一切の権限を喪失するものとする。

(資格喪失)

第5条 定款第9条各号に規定する資格喪失の事由が発生したときは、協会は速やかに会員登録の抹消等に必要な事務手続きを行うものとする。

第3章 会員のベネフィットと義務

(会員のベネフィット)

第6条 会員は、次の情報等を受けることができる。

(1) 協会ホームページ及びデータベース等

(2) 協会が発出する会報等

(3) 協会が主催する研修・カンファレンス等各種行事への参加

2 研修・カンファレンス等各種行事に無料で参加できる人数については、協会が会員資格に応じて別に定める。

3 正会員は第1項に掲げる事項の他、協会ホームページ等で事業紹介を行うこと、また、業務支援（スタートアップ支援、士業・営業ツールの紹介等）を受けることができる。

4 法人アソシエイトは第1項に掲げる事項の他、業務支援（スタートアップ支援、士業・営業ツールの紹介等）を受けることができる。

5 委託正会員は第1項に掲げる事項の他、協会ホームページ等で事業紹介を行うことができる。

6 法人賛助会員は第1項に掲げる事項の他、協会ホームページ等で事業紹介を行うことができる。また、法人賛助会員のうち協会が認めた者は、カンファレンスへのブース出展を行うことができる。

(会員の義務)

第7条 会員は、本規程第8条の会費を納入しなければならない。

2 会員は、この規程のほか、法令、定款、及び理事会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。

3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会へ届け出なければならない。

4 会員が、この規程のほか、法令、定款、及び理事会の定めるその他の規程等に違反した場合には、協会は当該会員に対し、指導や処分を行うものとする。

(会費)

第8条 会員は、その種別に従い、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 24万円

(2) 法人アソシエイト 年会費 12万円

(3) 個人アソシエイト 年会費 1万円

(4) 委託正会員 年会費 200万円

(5) 法人賛助会員

①A会員（運用会社、保険会社、銀行、証券会社） 年会費 100万円

②B会員（その他法人） 年会費 50万円

2 会費の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

3 事業年度途中での入会、会員区分の変更、会員資格の喪失があった場合の取扱いは、次による。

(1) 事業年度途中で入会した会員の会費は、入会の承認を受けた日の属する月に入会したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。

(2) 事業年度途中で会員区分に変更があった場合の会費は、変更のあった日の属する月に変更したものとしてそれぞれの会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。

(3) 事業年度途中で会員資格を喪失した場合の会費は、会員資格を喪失した日の属する月に会員資格を喪失したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。尚、この場合は返金処理を行う。

(納入の方法等)

第9条 会費は、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入する。なお、振込みにかかる手数料は、会員の負担とする。

(会員への告知)

第10条 協会の会員への告知は、原則として協会の会報もしくは電磁的方法により行うものとする。

第3章 補則

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第10条の規定により、会員へ告知する。

以上

制定： 令和2年4月1日